



開催経緯と今後の検討の進め方（案）

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第 1 回）

令和 7 年 10 月 27 日
環境省 環境影響評価課

環境影響評価法の改正について

工作物の建替えの時期を迎える事業に対する環境影響評価手続（アセス手続）の見直しを図るとともに、アセス手続において作成した書類（アセス図書）に含まれる環境情報の活用を進める。

■ 背景

- 環境影響評価法は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法。
- 同法の施行から四半世紀以上が経過し、**アセス手続の対象となる工作物も建替えの時期を迎える事業が生じている。**
- 現行法は、事業の位置や規模が大きく変わらない**建替えに対する規定がなく**、新規事業と同様に事業位置の検討や周辺環境の調査を課しており、**適正な環境配慮は維持しつつ、合理化することが可能。**
- 現行法に基づく事業者による**アセス図書の公表期間は概ね1か月程度**に限られている。後続事業者における効果的なアセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、**既存のアセス図書の情報を十分に活用できない。**

■ 主な改正内容

① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

- **建替事業（※）に係る配慮書（建替配慮書）については、位置が大きく変わらないことから、事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする一方で、既存事業の環境影響を踏まえ、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとする。**
- ※ 既設工作物を除却又はその使用を廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業
- **環境大臣等は、既存事業に伴う懸念事項を含め、建替配慮書に対する意見を述べることを可能とする。**

② アセス図書の継続公開

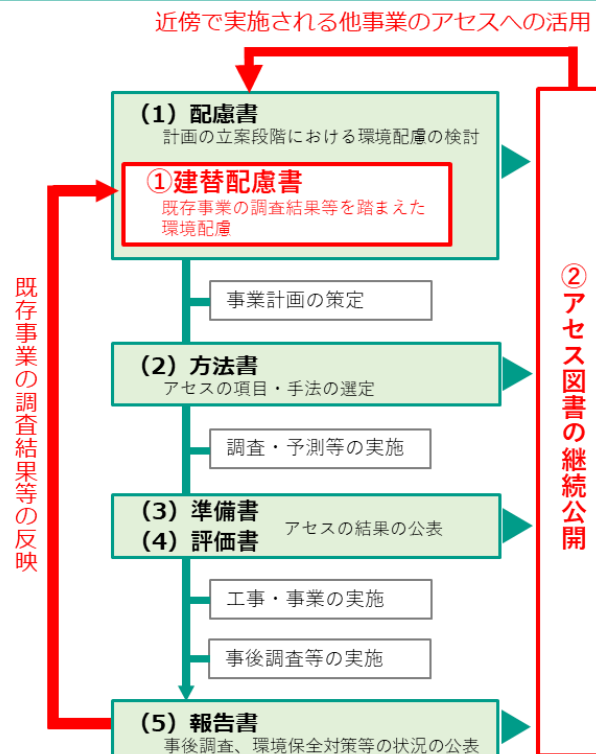
- 事業者による縦覧等の期間後においても、**環境大臣がアセス図書を入手した上で、インターネットにより継続公開すること**を可能とする。

※このほか、平成23年改正において手当てする必要があった法第21条、第41条及び第54条について、規定の修正を行う。

＜施行期日＞

公布の日から起算して**2年**を超えない範囲で政令で定める日。

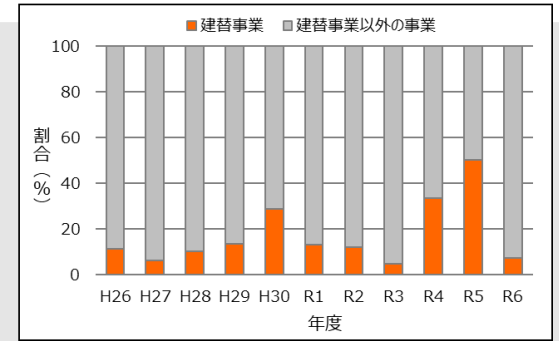
ただし、②については公布の日から起算して**1年**を超えない範囲で政令で定める日



① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

背景

- 近年、**工作物を建て替える**環境影響評価対象事業の割合が**増加傾向**。
- 工作物を建て替える事業では、既存の工作物の**環境監視や事後調査の結果**を環境配慮に活用可能。
- 一方、通常の配慮書手続では、建替え前後で**工作物の位置や規模が大きく変わらない場合でも**、同一の調査手続を実施。



環境影響評価法に基づく手続が完了した事業に占める「建替え」の割合

改正内容

建替事業は、通常の配慮書に代えて「**建替配慮書**」を作成する。

通常の配慮書

事業実施区域の選定のため、**周囲の概況の調査**を要求。

建替配慮書

- ・ 事業実施区域の選定に係る**周囲の概況の調査は不要**。
- ・ 新たに、**既存事業による環境影響を調査**した上で、新設工作物の環境配慮をすることを要求。



②アセス図書の継続公開

背景

- アセス手続において作成した書類（アセス図書）は、**地域の環境情報、環境影響評価の結果等が集約された文書**。
- アセス図書は**後続事業者による効果的な環境影響評価や地域理解の醸成に有用**であるものの、法律で定められた事業者によるアセス図書の公表期間は約 1 か月。**既存のアセス図書の情報を十分に活用できていない**。
- 環境省では、運用上、アセス図書の継続公開の取組を進めてきたが、現時点（令和7年10月）までに法に基づく環境影響評価が実施された事業916件のうち、図書を継続公開している事業件数は88件。

改正内容

- ✓ 環境大臣は、政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により**アセス図書（※）を公開することができる**。
※配慮書、方法書、準備書、評価書及び報告書の5種。
- ✓ ただし、この場合においては、あらかじめ、**当該書類を作成した事業者の同意を得なければならない**。

アセス図書公開の効果

アセス図書を継続公開することで、

- ✓ 後続事業者による、**より効果的な環境影響評価の実施や累積的な環境影響の評価への活用**
- ✓ **透明性の向上**による、事業に対する**地域やステークホルダーの理解醸成**が期待される。

アセス図書の公開状況（令和7年10月時点）

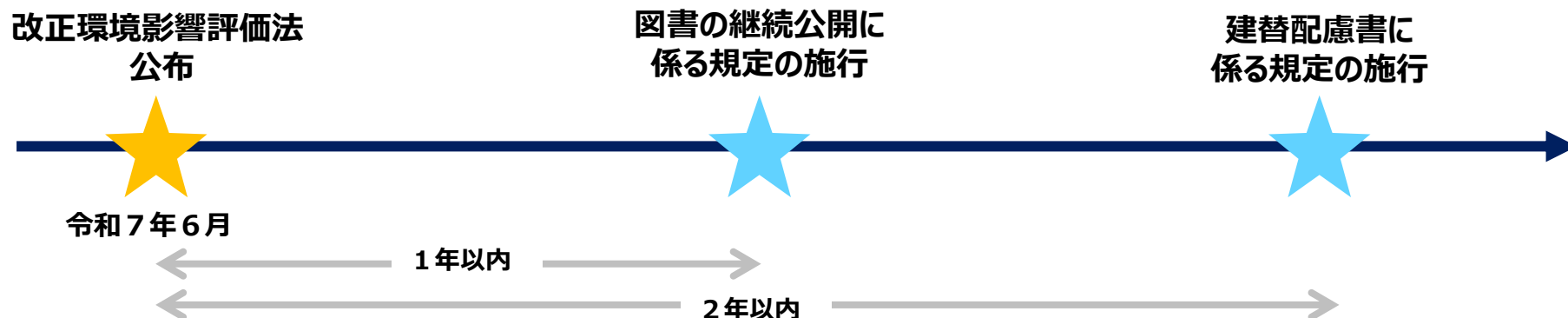
事業種	事業数	図書数
道路	10	18
河川	2	2
鉄道	2	2
飛行場	8	21
発電所	59	75
火力	3	3
太陽光	4	4
陸上風力	42	58
洋上風力	10	10
廃棄物最終処分場	1	4
埋立て及び干拓	3	4
土地区画整理事業	3	6
合計	88	132

改正環境影響評価法の施行期日

施行期日

- この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

➡ 改正環境影響評価法は **2年施行**（公布の日から起算して **2年**を超えない範囲）
ただし、アセス図書の継続公開については **1年施行**（公布の日から起算して **1年**を超えない範囲）



今後の検討の進め方（案）について

今後の検討の進め方（案）

**本日
(第1回)**

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討事項

論点① 建替事業・建替配慮書

論点② 図書の継続公開

**次回
(第2回)**

関係団体等へのヒアリング

～2月

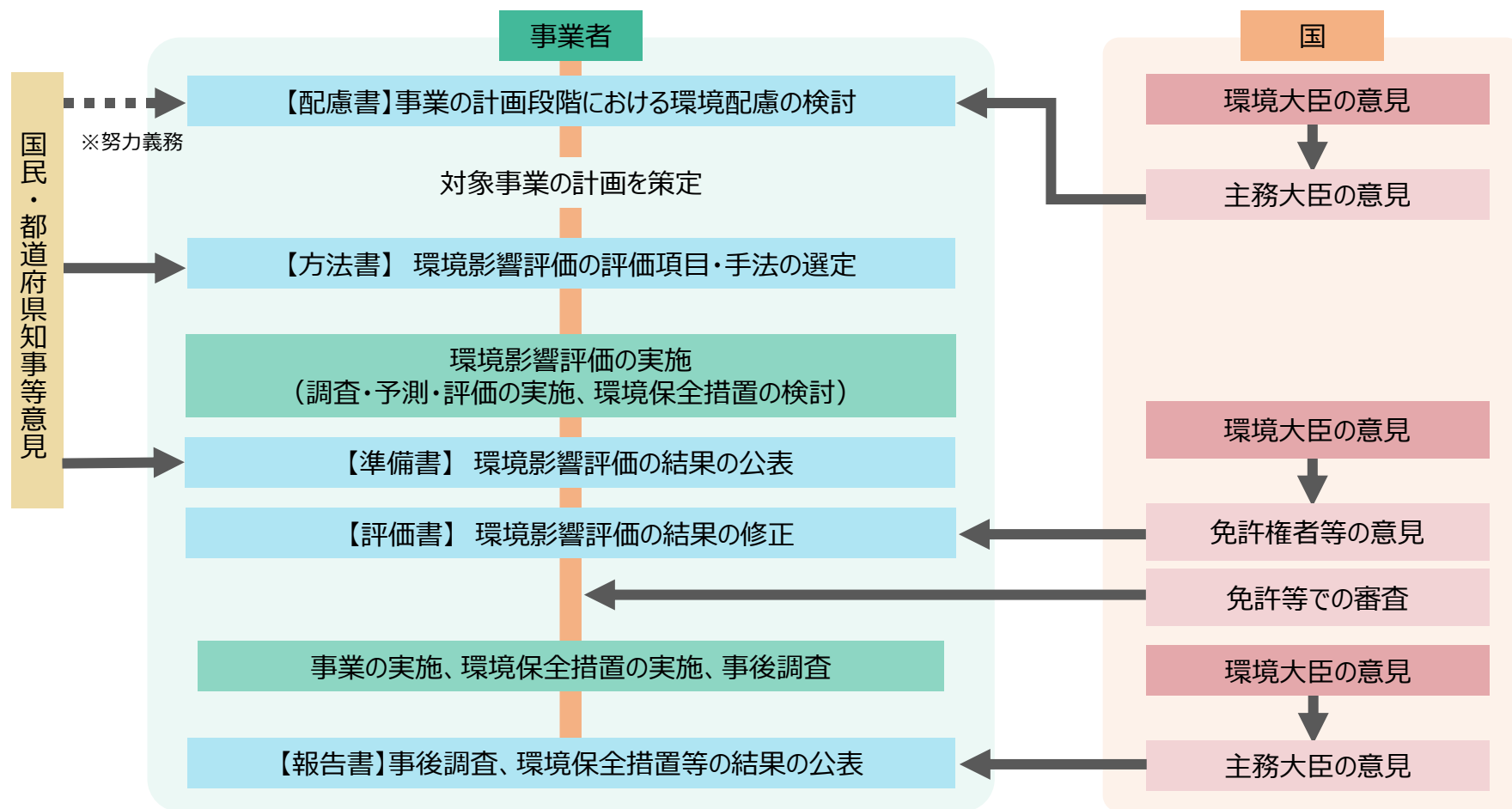
議論（以下、検討事項）

- 「建替事業」の要件（特に「距離」「規模」）
- 「建替配慮書」の具体的内容（「配慮書」との差異）
- 図書の継続公開に当たっての留意点

(参考) 環境影響評価制度の概要

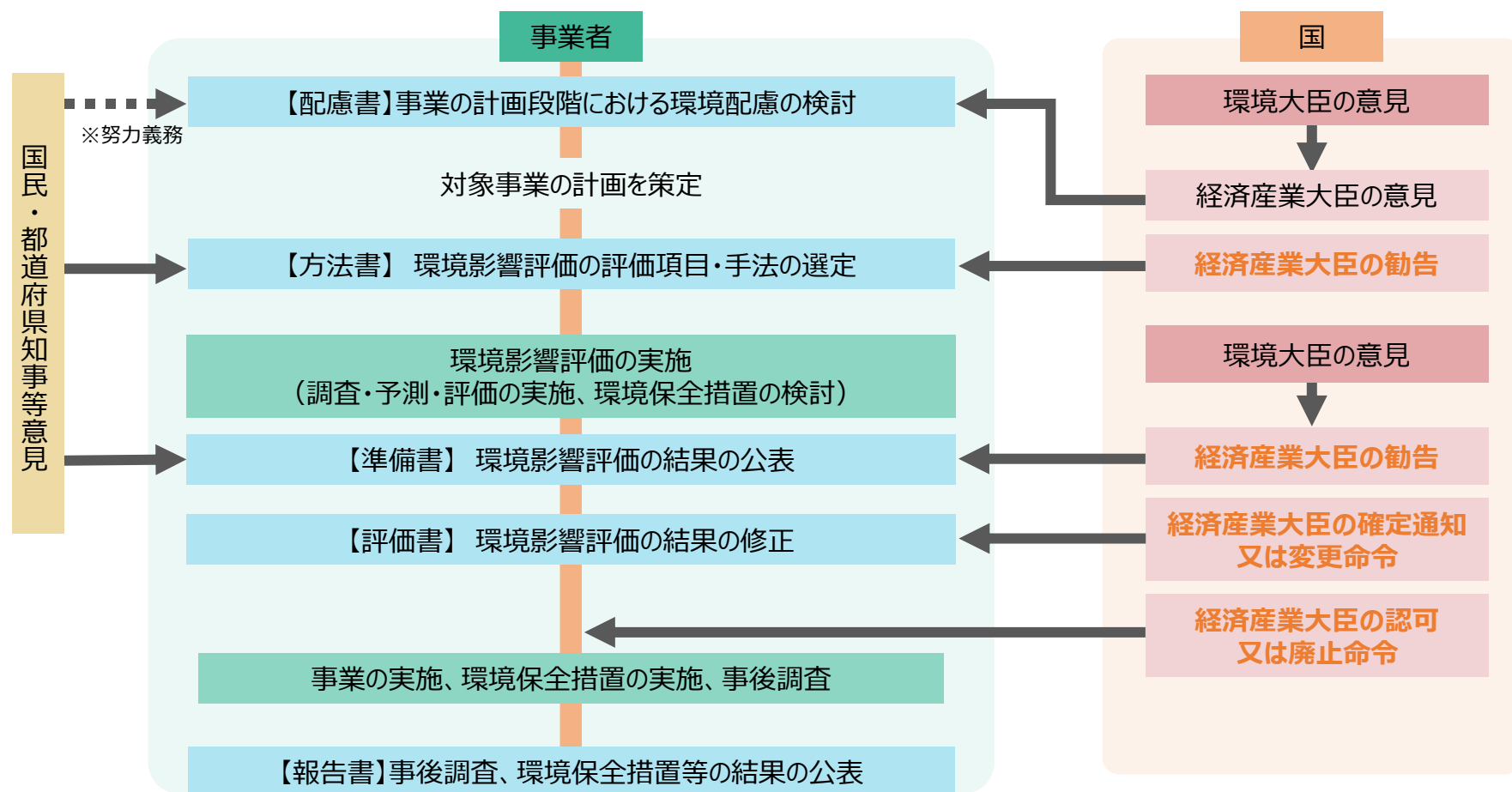
環境影響評価法に基づく環境影響評価手続

- **環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、事業者自らが事業の実施前に、環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表して、国、自治体、国民の意見を聴き、それらの意見を踏まえ、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくための手続**を定めたもの。



- **発電所に係る環境影響評価手続**では、環境影響評価法に基づく規定に加え、**電気事業法に基づく特例が適用**されることにより、手続の各段階において、**国による規制監督の強化等に係る規定が設けられている**。

＜発電所の場合の手続の流れ＞



環境影響評価法における対象事業と規模要件

事業種	第1種事業（環境アセスメントを必ず実施）	第2種事業（環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断）
1 道路 高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	全て 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	－ － 4車線以上・7.5km以上 10km未満 幅員6.5m以上・15km以上 20km未満
2 河川 ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha 以上 土地改変面積100ha 以上	湛水面積75ha以上 100ha未満 土地改変面積75ha以上 100ha未満
3 鉄道 新幹線鉄道 鉄道、軌道	全て 長さ10km以上	－ 長さ7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上 2,500m未満
5 発電所 水力発電 火力発電 地熱発電 原子力発電 太陽電池発電 風力発電	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 全て 出力4万kW以上 出力5万kW以上	出力2.25万kW以上 3万kW未満 出力11.25万kW以上 15万kW未満 出力7,500kW以上 1万kW未満 － 出力3万kW以上 4万kW未満 出力3.75万kW以上 5万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上 30ha未満
7 埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
13 宅地の造成の事業（※1）	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
○港湾計画（※2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

（※1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（※2）港湾計画については、特例手続を実施することとなる。

事業種別の手続実績及び環境大臣意見等の発出件数



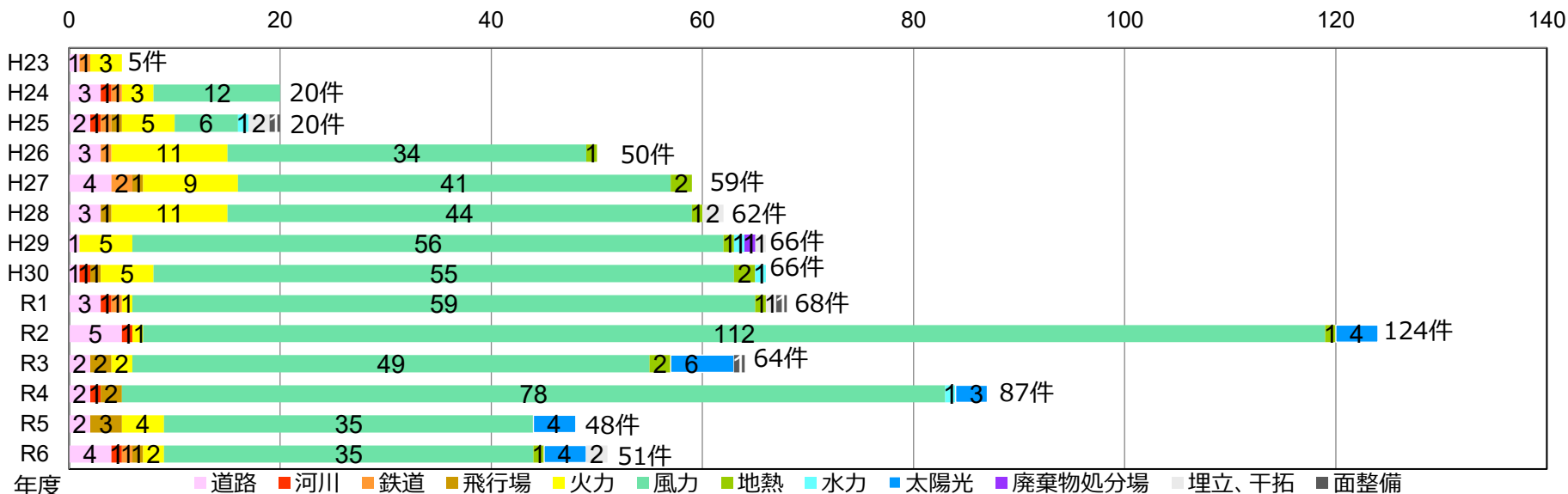
- これまでに、環境影響評価法に基づき879事業の環境影響評価手続が実施されている（令和7年3月末時点）。
- 令和6年度は、環境影響評価法に基づき51件の環境大臣意見等を発出し、そのうち約7割が風力発電となっている。

<環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実績（令和7年3月末時点）>

道路	河川	鉄道	飛行場	火力	風力	地熱	水力	太陽光	原子力	廃棄物処分場	埋立、干拓	面整備	合計
98	11	19	16	85	560	8	5	18	8	7	22	22	879

※環境影響評価法に基づき、手続が実施された事業の総数を示している（手続中のもの、手続が完了したもの、手続中に事業が廃止になったものを含み、第2種事業に係るスクリーニング手続のみ実施されたものは含まない。）。

<事業種別の環境大臣意見等の提出件数の推移>



※各環境影響評価図書等に対し、環境大臣意見等を提出した合計件数を示している。

※風力発電については、環境影響評価法施行令の改正により平成23年に対象事業に追加され、平成24年から改正政令が施行された。

※太陽光発電については、環境影響評価法施行令の改正により令和元年に対象事業に追加され、令和2年から改正政令が施行された。

中央環境審議会における審議及び答申の概要について①



1. 検討経緯

(環境影響評価制度全体の在り方に関する検討の必要性)

- 環境影響評価法は、1997年に成立した後、2011年に改正され、**2013年に改正法が完全施行**されている。
- 改正法の附則において、「政府は、**この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする**」こととされており、改正法の施行から10年以上が経過したことから、当該附則に基づく**見直しに向けた検討が必要な時期を迎えている**。
- 2024年10月に**中央環境審議会に対し、「今後の環境影響評価制度の在り方について」の諮問**がなされた。

(陸上風力発電事業に係る環境影響評価制度の在り方に関する検討の必要性)

- **風力発電事業は、環境影響評価手続の件数が増加傾向**にあり、2050年ネット・ゼロの実現に向け、**今後も更なる導入拡大が期待**されることから、2023年9月に**中央環境審議会に対し、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について」の諮問**がなされた。
- 2024年3月に風力発電事業のうち、洋上風力発電事業に係る環境配慮の在り方が一次答申として取りまとめられた。また、当該一次答申では、風力発電事業全体に係る制度の在り方について結論を出すべく、**陸上風力発電事業に関しても、検討を進める必要性がある旨の指摘**がなされている。
- 陸上風力発電事業については、2021年に閣議決定された**規制改革実施計画**においても、「**効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方**」について**検討を進めていくことが必要**とされている。

2. 中央環境審議会の開催状況

- 陸上風力発電事業に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方について検討を行うため、2024年11月より、**中央環境審議会 総合政策部会「環境影響評価制度小委員会」(アセス小委) 及び「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」(風力アセス小委) が開催**。
- その後、両小委員会における審議を経て、**2025年3月に、中央環境審議会から環境大臣に対し、答申がなされた**。

<中央環境審議会 アセス小委・風力アセス小委の開催実績>

日時	議題	備考
2024年11月1日	開催経緯、審議の進め方、制度の施行状況、前回改正のフォローアップ等について	両小委を合同開催
2024年11月6日	関係団体等へのヒアリング	両小委を合同開催
2024年11月18日・21日	環境影響評価制度の課題と対応の方向性について（論点整理）	各小委を個別開催
2024年12月12日	答申（案）について	両小委を合同開催
2025年2月3日	答申（案）について	両小委を合同開催

(※) 2024年12月25日～2025年1月23日まで、答申（案）に関するパブリックコメントを実施。

中央環境審議会における審議及び答申の概要について②



3. 答申の主な内容

① 前回法改正事項の点検

(配慮書手続の在り方)

- 配慮書手続は制度として維持していくことが適当。今後は、当該手続をより効果的に機能させるために、複数案の考え方等について検討を進め、関係法令等の見直しや、ガイドラインの整備を進めていくことが必要。

(報告書手続の在り方)

- 報告書手続は制度として維持していくことが適当。今後は、環境省が発電所事業の報告書を取得することができる仕組みを早急に構築し、事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析することによって、後続事業全体に係るより効果的かつ効率的な環境影響評価の実施につなげていくことが期待される。

② 陸上風力発電の導入促進に当たって必要となる環境配慮の確保

(立地誘導による導入促進)

- 陸上風力発電事業による環境影響（鳥類、景観、騒音等）の程度は、一般に、風車の立地場所や配置によるところが大きい。ため、環境影響を回避・低減し、環境配慮が確保された陸上風力発電事業を最大限導入するためには、環境影響の懸念が小さい適地へ、事業を誘導する仕組みの検討が必要。

(現行の法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保)

- 風力発電事業では、現行の法対象規模未満（3.75万kW未満）の事業であっても、立地によっては、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、例えば、第二種事業の規模要件を引き下げ、立地により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを法の対象とする等の措置が求められる。

(建替事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価手続の実施)

- 区域や規模等に大きな変更がない建替事業については、現行の配慮書に代わり、事業の概要や、事後調査等の実施結果等を踏まえた発電所の設置に係る環境配慮の方針等を記載した簡潔な書類を作成・公表し、必要に応じ国が意見を述べる等の仕組みを設けることが適当。なお、建替事業に係る配慮書手続の見直しは、それぞれの事業特性を考慮し、風力発電事業以外の他の事業種も対象となり得る制度とすることが適当。

③ 現行制度の課題等への対応

(環境省による環境影響評価図書の継続的な公開)

- 様々な公益に資するよう、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開することが可能となるような制度上の仕組みを早急に確立すべき。

(戦略的環境影響評価の実現)

- 戦略的環境影響評価の実現に向けて、持続可能性アセスメントも視野に入れ、検討を進めていくことが求められる。

(累積的な環境影響への対応)

- 諸外国の事例等を整理の上、累積的な環境影響評価に係る技術的な考え方等について検討を行い、ガイドライン等を策定していくことが必要。

(環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化)

- 生物多様性保全等の観点から、技術的なガイドライン等の整備を進めていくことが求められる。また、アセスに係る人材育成、環境情報基盤の充実化に取り組むことが必要。

(環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討)

- 海洋等において将来的に実施が見込まれる大規模な新規事業について、あらかじめ事業の動向を注視し、科学的知見の収集を図っていくことが必要。